

8月下旬ごろに クーポン券郵送

問い合わせ
産業振興課 ☎592131

市は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により落ち込んだ地域消費を喚起することなどを目的に、再度、全市民にクーポン券（コイちゃんクーポン）を配布します。

使用期間 11月30日(水)まで
※始期は、クーポン券が届き次第使用できます。

対象

7月31日時点で市の住民基本台帳に登録されている方に配布します。

配布時期は、8月18日から26日の間に特定記録郵便で郵送する予定です。（9月1日以降でクーポン券が届いていない場合は、産業振興課に問い合わせてください）

使用方法

券面が500円のクーポン券を1人20枚配布します。そのうち10枚は中小事業者の店舗などのみで使用できるものです。

購入やサービスの利用などで支払った金額が、1000円（税込み）ごとにクーポン券1枚が使用でき、500円の値引きがされます。

事業者の皆さんへ

取扱事業者を募集します

問い合わせ

大竹商工会議所 ☎523105

コイちゃんクーポンの取扱事業者を募集します。

なお、前回と同様に取扱事業者の募集や換金業務の一部を商工会議所に委託して実施します。

※前回のコイちゃんクーポンを今回使用することはできません。

内容

コイちゃんクーポンは、前回と同様に購入や利用、受講などをした場合に支払った金額が1000円ごとにコイちゃんクーポン1枚を使用でき、500円の値引きとなります。

利用期間は8月下旬から11月30日まで、市民1人につき、全事業者用10枚と中小事業者用10枚の計20枚を配布する予定です。

対象

市内に事務所・店舗・教室などを有し、次の①から④のいずれにも該当しない全ての業種の事業者です。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業を行っているもの
- ②特定の宗教、政治団体などに関わる場合や事業内容が公序良俗に反



またまた始まります。

コイちゃんクーポン

地域消費の応援 大竹市クーポン券発行等事業

する営業を行っているもの

- ③役員などが、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定するものや暴力団の構成員であると認められるもの、または暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持や運営に協力し関与するもの
- ④次のクーポン券の利用対象外のみを取り扱うもの

クーポン券の利用対象外

- 不動産や金融商品
- たばこ
- 市指定ごみ袋
- 図書券、商品券、プリペイドカード、その他の換金性の高いもの

申し込み

9月29日(木)までに募集要項を確認の上、「大竹市クーポン券取扱事業者登録申込書」に必要事項を記入し、商工会議所に提出してください。
※7月にコイちゃんクーポンを取り扱った事業者に実施したアンケートで「登録する」と回答した事業者は、申し込みは不要です。

なお、市民に配布する取扱事業者の一覧表には、日程の都合上、全ての取扱事業者の一覧表を掲載できませんが、市と商工会議所のホームページで公表します。
※募集要項と申込書は、商工会議所の窓口にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

※家族で一緒に使用するなど、1回当たりの使用枚数には制限はありませんが、クーポン券は、転売または換金してはいけません。
※取扱店によっては、クーポン券を使用するとキャッシュレス決済できない場合があります。

クーポン券使用例

- 10000円の買い物で、1枚（5000円分）使用でき、支払額は5000円になります。
- 32000円の買い物で、3枚（15000円分）使用でき、支払額は17000円になります。
- 2万5000円の買い物で、25枚使用でき、支払額は1万2500円になります。

クーポン券の使用対象外

- 不動産や金融商品
- たばこなどの他の法令で値引きが禁止されている商品など
- 市指定ごみ袋
- 図書券、商品券、プリペイドカードなどの換金性の高いもの
- 取扱店が対象外とする商品

使用できる店舗など

クーポン券と一緒に使用できる店舗などの一覧表を配布します。
一覧表に掲載できなかった店舗などは、市と商工会議所のホームページでお知らせします。

中小事業者とは

次のアからオに掲げる事業者をいいます。

ア 資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下、かつ、常時使用する従業員の数が300人以下であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエまでに掲げる業種を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの。

イ 資本金の額もしくは出資の総額が1億円以下、かつ、常時使用する従業員の数が100人以下であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

ウ 資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下、かつ、常時使用する従業員の数が100人以下であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

オ その他市長が指定するもの



水族館 イン 玖波

本物のウニ・カブトガニ・ヒトデ・サメがやってくる!



問い合わせ
玖波公民館 ☎57-7084

※当日は、玖波フェスも開催しています。

夏!海の生き物とふれあい、記念撮影しましょう。

とき

8月28日(日)10時30分~11時30分

ところ 玖波公民館ロビー

講師 三浦和幸さん(宮島水族館)



アフガニスタン地震 救援金にご協力を

問い合わせ

日本赤十字社広島県支部
大竹市地区事務局(地域介護課内)
☎592152

2022年アフガニスタン地震で被災された方を支援するため、日本赤十字社広島県支部大竹市地区では、次のとおり救援金を受け付けます。ご協力をお願いします。

受付期間 9月30日(金)まで
受付窓口 地域介護課

ご協力いただいた救援金は、全額、日本赤十字社を通じて被災された皆さんに届けます。市民の皆さんの温かいご支援をお願いします。

マイナンバーカード

夜間・休日受け取り

予約制

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2143

マイナンバーカードを申請した方で、交付通知書（はがき）が届いた方を対象に、夜間・休日受取窓口を開設します。平日の開庁時間（8時30分～17時15分）にマイナンバーカードの受け取りができない方は利用してください。

夜間・休日のマイナンバーカード受け取りには事前予約が必要です。平日開庁時間内の受け取りに予約は必要ありません。

とき

①夜間受取窓口

8月4日(木)、8月18日(木)
17時30分～19時30分

②休日受取窓口

8月14日(日)、8月20日(土)
9時～12時

ところ 市民税務課（2階③番窓口）
申し込み

①は当日17時まで、②は前開庁日（それぞれ12日(金)、19日(金)）17時まで市民税務課へ予約をしてください。

注意事項

予約状況により希望に添えない場合があります。令和5年3月末までマイナンバーカードの夜間・休日受取窓口を定期的（月4回程度）に開設します。ぜひ、利用してください。

9月・10月のマイナンバーカード 夜間・休日受取窓口開設予定

9月	1日(木)、15日(木)	17時30分～19時30分
	4日(日)、17日(土)	9時～12時
10月	6日(木)、20日(木)	17時30分～19時30分
	2日(日)、15日(土)	9時～12時

※事前予約が必要です。（予約のない日は開設しません）
11月以降の開設予定も随時お知らせします。

知るよ マイナンバー#5

マイナンバーカードを 作りませんか！

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2143



申請に必要なもの（4種）

- ①本人確認書類
顔写真付きのもの（運転免許証、パスポートなど） 1点
または
顔写真がないもの（健康保険証、介護保険証、年金手帳など） 2点
- ②通知カード
紛失の場合、その旨を窓口で伝えてください。
- ③住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ④個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行/更新申請書（お持ちの方のみ）

申請時に本人確認ができた場合、出来上がったカードを自宅に送ります。

また、スマートフォンやパソコンでオンライン申請された方、郵送で申請された方は、申請から1カ月程度で「交付通知書（はがき）」が届きますので、本人確認書類など必要なものをそろえて、市民税務課までカードを受け取りに来てください。

平日や日中受け取りに來られない方は、8月から月4日程度夜間・休日の時間外受取窓口を開設しますので、ぜひ利用してください。

地球温暖化防止活動 緑のカーテンコンクール

応募は8月31日(水)まで

問い合わせ

公衆衛生推進協議会事務局(リサイクルセンター内) ☎59-2112

地球温暖化防止や省エネへの取り組みとして、自宅などでゴーヤーや朝顔などを育て、緑のカーテンとする活動に関するコンクールを行います。

自慢の緑のカーテンを、アピールしてみませんか。
※入賞者には、記念品を贈呈します。

対象

市内の住居や建物などで、緑のカーテンを育てている世帯または団体申し込み

8月3日(水)から31日(水)までに、リサイクルセンター、環境整備課、各支所、総合市民会館、栄公民館に備え付けの参加申込書に必要事項を記入し、育成写真を添えて、公衆衛生推進協議会事務局へ。

スマートフォンやパソコンの操作が難しい方や顔写真の撮影が難しい方は、市役所または大竹支所へお越しください。マイナンバーカードの申請をお手伝いします。顔写真の撮影もしていますので、ぜひ利用してください。



「マイナンバーカード
交付申請書が届きます」
市ホームページ



マイナンバーカード
申請方法